

## 国際水文地質学会日本支部（IAH Japan）運営規約

### 1. 組織と構成

国際水文地質学会（以下、IAH）日本支部（以下、本支部）は、日本国内の IAH 会員（以下、会員）で組織される。地下水および水文地質学分野における計画、管理、保全などに携わる科学者、技術者、専門家のための組織であるが、地下水問題に関する理解を深めたり、よりよい管理への活動を行ったりする意思があれば、知識の程度は問わない。本支部は、1992 年 4 月 18 日に設立された。本支部名称の表記は原則として国際水文地質学会日本支部、IAH JAPAN（IAH Japan）、IAH 日本支部のいずれかを用いる。

### 2. 目的と関連事業

- 1) IAH の活動において日本を代表し、IAH の本部、コミッション、ネットワーク、ワーキンググループ、各国支部の他、関連学会・関連機関との協力による地下水および水文地質学に関する研究の推進と普及
- 2) 国内における地下水および水文地質学に関する教育と啓蒙
- 3) 日本学術会議国際対応委員会 IUGS 委員会 IAH 小委員会との連携による IAH 大会・総会や関連会議・委員会の招致と運営
- 4) 個別課題委員会、ワーキンググループの設置等、支部が必要と認める事業の推進

### 3. 役員

本支部の事務、及び運営を執行するため次の役員をおく。

- ・会長 1名 本支部を代表して、会務を統括する。
- ・副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- ・幹事 1名 会員の管理、事業の企画・立案と会計事務を行う。
- ・地下水学会連絡調整委員 1名 公益社団法人日本地下水学会理事会あるいは渉外委員会メンバーと併任できる会員

### 4. 入会と退会、年会費

入会・退会および年会費については、IAH の定めによる。これら会員登録に関する諸手続きは、IAH ウェブサイト等から会員が各自実施する。

### 5. 役員任期と選出

会長、副会長、幹事、地下水学会連絡調整委員の選挙権、および被選挙権を有する選挙資格者は選挙が告示された時点の会員とする。それぞれの任期は 3 年とするが、再任は妨げない。なお、欠員によって役員を選出が必要になった場合は、執行

部による推薦人に対する電子信任投票を行う。役員選挙については、本規約とは別に規程を定める。

#### 6. 会計区分と年度

本支部の会計は一般会計と特別会計に区分する。会計年度は区分に関わらず、1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

一般会計：年次事業活動計画に対する会計であり、IAHからの年次助成金を充てる

特別会計：長期の措置が必要な活動等、一般会計では対応することが難しい活動に対する会計であり、取り扱いについて本規約とは別に規程を定める。

#### 7. 会計監査と会計監査員

本支部の会計は会計監査員による会計監査を実施する。会長は会員から2名以上の会計監査員を委嘱する。会計監査員は、本支部の一般会計および特別会計を対象とした会計監査を会計年度終了後に実施し、その監査結果を総会で報告する。会計監査員の委嘱については、本規約とは別に規程を定める。

#### 8. メール会議

会長が必要と判断する場合は、メール会議を開催して運営に関する重要事項について議決することができる。メール会議は会員をもって構成し、役員より審議事項が明記されたメールを各会員の登録アドレス宛に配信することで開催する。メール会議の議長は会長もしくは副会長が務める。メール会議の議事は、有効回答の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### 9. 総会

本支部総会は会員をもって構成し、原則年1回開催する。ただし、会長が必要と判断する場合は臨時に開催できるものとする。規約等の変更、事業計画および予算、事業報告および決算、その他運営に関する重要事項について議決する。

総会は会員数の1/4を超える出席数がなければ開会することができない。欠席の会員は事前に委任状を提出することにより、総会に出席する他会員に議事を委任することができる。提出された委任状数は総会出席数に含めることとする。

総会の議長は会長もしくは副会長が務める。総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

なお、会長が必要と判断する場合は、メール会議の開催をもって総会の開催に代えることができ、その開催および議決方法は前項のメール会議の場合に準じる。

#### 10. 事務局

本支部は、公益社団法人日本地下水学会にその事務局機能を委ねる。将来的には双方協議の上で、会費徴収を含む会員管理の委託、IAH 大会日本誘致の場合の実行委員会受け皿機能、学術会議への資金援助申請補助等をお願いする。

#### 11. その他

この規約は総会の議決により変更することができる。

(2010年2月1日改正)

(2011年12月18日改定)

(2012年12月7日改定)

(2016年11月17日改定)

(2025年1月21日改定)